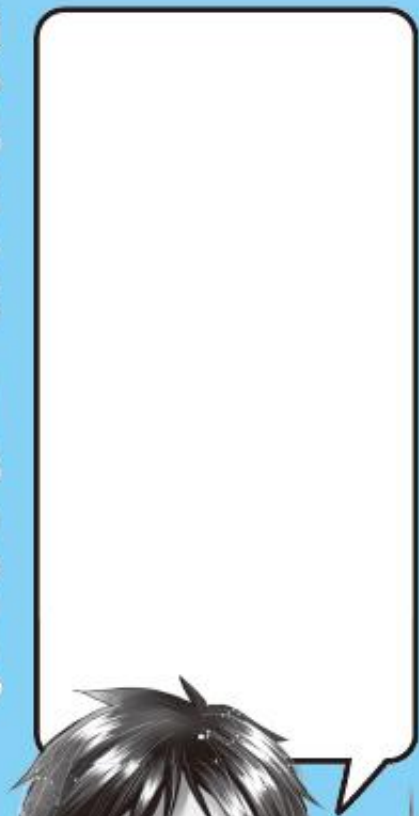


「健康管理休暇」をみんなの権利に



困ったときは、  
労働組合へご相談を

6～7月は母性保護月間

〒110-0013 東京都台東区入船1-4-5日本経済労働情報センター 全厚労女性委員会  
TEL: 03-5874-0591 FAX: info@zenkou.org



若手もママスタッフも  
ずっと働ける職場を守ろう



困ったときは、労働組合へご相談を

労働基準法で守られています(第68条:30万円以下の罰金)  
生理休暇の取得:生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した時は、使用者はその旨を記載させてはなりません。

6～7月は母性保護月間

〒110-0013 東京都台東区入船1-4-5日本経済労働情報センター 全厚労女性委員会  
TEL: 03-5874-0591 FAX: info@zenkou.org



母性保護 子どもの笑顔あふれ出す

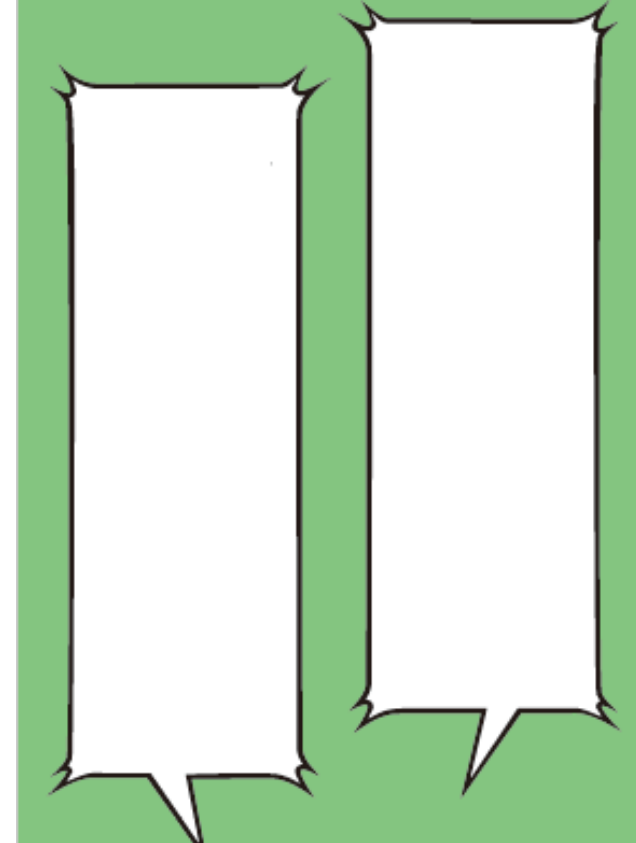


困ったときは、労働組合へご相談を

労働基準法で守られています(第66条:6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)  
妊娠中の労働制限:妊娠中(妊娠と判明した時から産後1年まで)が請求した場合、使用者は1日8時間超40時間を超えた労働、時間外・休日労働、深夜業をさせてはなりません。

6～7月は母性保護月間

〒110-0013 東京都台東区入船1-4-5日本経済労働情報センター 全厚労女性委員会  
TEL: 03-5874-0591 FAX: info@zenkou.org



困ったときは、  
労働組合へご相談を

6～7月は母性保護月間

〒110-0013 東京都台東区入船1-4-5日本経済労働情報センター 全厚労女性委員会  
TEL: 03-5874-0591 FAX: info@zenkou.org

